

## 記入にあたっての留意事項

福島県不妊治療支援事業助成金に該当する場合は、まず福島県へ申請してください。

市へは、福島県より決定通知書が届いた後に申請ください。

福島県と市へ申請する治療期間が同じであれば、福島県の医療機関証明書を市の医療機関証明書（様式第5号、6号、7号）として代用が可能ですので、福島県へ申請した書類の写しをとっておいてください。

不妊治療及び不育症治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）について

・記入例をご参照のうえ、ご記入ください。

（ の箇所は、申請時に領収書等と内容を確認させていただいてからの記入となります。）

振込先の名義人は、申請者の方の通帳でお願いいたします。

不妊治療費領収金額の明細書（様式第6号）については、1人につき1枚必要となります。（妻、夫ともに治療されていれば、各々1枚ずつ必要。）